

(新) 農薬飛散リスク評価手法等確立調査 27百万円(0百万円)

水環境部土壌環境課農薬環境管理室

1. 事業の概要

これまで農作物や水に残留した農薬が人の健康に悪影響を及ぼさないようにするためのリスク管理措置を重点的に講じてきたところ。

しかしながら、農薬は街路樹や公園の花木類の管理のために市街地においても使用されるとともに、混住化等により住宅地と近接した農地での散布も増加しており、飛散した農薬を第三者(農薬使用者ではない周辺住民)が吸入した場合、悪影響を及ぼすおそれがある。

このため、以下の調査等を実施し、農薬の飛散リスクを評価・管理するための手法を確立する。

(1) 飛散農薬気中濃度調査手法開発調査

散布した農薬が飛散する範囲や気中濃度を高精度で再現性良く把握するための試験法の開発。

(2) 飛散農薬モニタリング等調査

開発した手法を用いた農薬使用現場における、モニタリング調査等の実施。

(3) 検討会の設置

農薬の飛散によるリスク評価・管理手法の開発を行うため、学識経験者による検討会を設置。

2. 事業計画

| 区 分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1)飛散農薬気中濃度調査手法開発調査 | ← | | | → | |
| (2)飛散農薬モニタリング等調査 | ← | | | | → |
| (3)検討会の設置 | ← | | | | → |

3. 施策の効果

農薬の飛散によるリスク評価・管理手法を開発し、当該リスクの評価・管理措置を充実することにより、農薬散布に伴う飛散による周辺住民への悪影響を防止することができる。

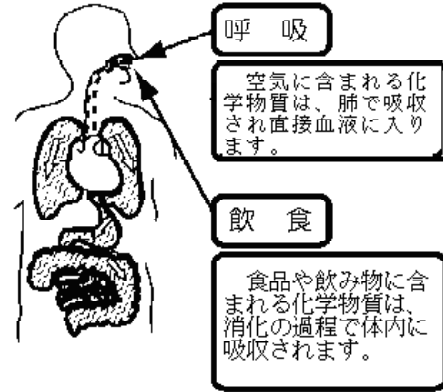
農薬飛散リスク評価手法等確立調査

《 背景 》

これまで、農薬の経口曝露を考慮したリスク管理（作物残留・水質汚濁に係る登録保留基準の設定、使用基準の義務化）を重点的に実施。
また、主要な航空防除農薬（10農薬のみ）について、人の健康を保護する観点から気中濃度の評価を行う際の目安となる「気中濃度評価値」（ガイドライン）を設定。
農薬は街路樹や公園等の市街地において使用されていること、また、混住化等により住宅地と接近した農地での散布も増加していることから、飛散した農薬によって第三者（農薬使用者ではない周辺住民）が悪影響を受けるおそれ。



は、宅地等に転用された農地



住宅地等に転用された農地例

呼吸・飲食等による化学物質の流れ

《 課題 》

気中濃度評価値のみでは飛散農薬のリスクを管理するには不十分。
・通知に基づく行政指導
・対象も一部の空中散布使用の10農薬に限定。
空中散布農薬以外の農薬についても、農薬散布時に飛散した農薬（又は揮発した農薬）を吸入することによる経気道曝露によるリスクを評価し、管理する必要がある。
飛散リスクを評価・管理するための手法が未確立。

空中散布農薬以外の農薬も含め科学的なデータに基づき農薬の飛散リスクを評価し管理していくことが必要

農薬飛散リスク評価
手法確立調査事業

【事業内容】

飛散農薬気中濃度調査手法開発調査

散布した農薬が飛散する範囲や気中濃度を高精度で再現性良く把握するための試験法の開発

飛散農薬モニタリング等調査

開発した手法を用いた農薬使用現場における、モニタリング調査等の実施

検討会の設置

農薬の飛散によるリスク評価・管理手法の開発を行うため、学識経験者による検討会を設置

《 目標 》

登録段階でのリスク評価管理を可能にする。
登録後においても、適切な農薬使用規制措置を講じることにより、リスク管理を徹底する。

農薬飛散による周辺住民への悪影響防止

《 成果 》

国民の健康を保護